

## 【高齢者肺炎球菌予防接種の定期接種について】

平成26年度から経過措置として5歳刻みの方を対象に5年間実施し、平成30年度で経過措置が終了する予定でしたが、平成31年1月に厚生労働省が定期接種対象者の拡大を図ることを決定したため、引き続き5年間は70歳以上でも対象となる方に接種機会が設けられました。

ただし、<sup>(注1)</sup>定期接種<sup>(注2)</sup>任意接種に関係なく、これまで一度でも当該予防接種を受けたことのある方は対象になりませんので、ご注意ください。

<sup>(注1)</sup> 接種券を利用し助成を受ける接種

<sup>(注2)</sup> 接種券を使わず全額自費で受ける接種

- 毎年対象者が変わります。対象者の方には、対象年度の4月下旬に接種券を送付します。
- 定期接種として接種できるのは、接種券が届いた年度に限ります。

該当する年度内（3月31日まで）に接種されない場合、その後定期接種では接種できませんので、ご注意ください。

※5年間の経過措置終了後は、65歳の方のみが対象となる予定です。

※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能等の内科系障がいがあり、身体障害者手帳1級程度の方も接種できますが、必ず主治医と相談のうえ、接種をしてください。

岩見沢保健センター（☎25-5540）